

【商品概要説明書】

特約付外貨定期預金

[2024年4月1日現在]

1. 商品名	特約付外貨定期預金
2. 販売対象	個人および法人
3. 期間	1ヵ月以上6ヵ月以内
4. 預入 (1) 預入通貨 (2) 預入金額 (3) 預入単位	米ドル・ユーロ・豪ドル 30百万円相当額以上かつ各外貨300千通貨単位以上 1セント単位
5. 払戻方法	<p>満期日2営業日前東京時間午後3時の為替相場(注1)を基準とする判定方法により払戻通貨を決定し、満期日に一括して払戻します。</p> <p>①判定時の為替相場が募集開始時に決定した判定相場(注2)より円安の場合は、満期日に元利金全額を特約相場(注3)にて円に交換し、あらかじめご指定いただいたご本人名義の円普通預金口座へ入金します。</p> <p>②判定時の為替相場が募集開始時に決定した判定相場(注2)と同一もしくはそれ以上円高となった場合は、外貨のまま元利金全額をあらかじめご指定いただいたご本人名義の米ドル建外貨普通預金口座(注4)へ入金します。</p> <p>(注1)「満期日2営業日前東京時間午後3時の為替相場」とは、外国為替市場における実勢相場であり、当行が市場慣行に基づき取引可能な相場のことを指します。従って、新聞・ラジオ等で報道されている為替相場とは必ずしも一致しません。</p> <p>(注2) 判定相場：満期日の払戻通貨を決定する際に基準となる為替相場で、預入日に、預入日の為替相場から一定幅円高の水準に設定します。</p> <p>(注3) 特約相場：満期日に円貨に交換する際に適用する為替相場で、預入日の当行一次公表仲値と同一相場とします。</p> <p>(注4) 貯蓄型外貨普通預金「外貨上手」を入金口座として指定することもできます。</p>
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税方法 (5) 金利情報の入手方法	<p>預入時に個別に決定し、満期日まで適用します。</p> <p>満期日に支払います。</p> <p>付利単位を最小通貨単位(セント)とし、1年を360日とした日割り計算により算出します。</p> <p>個人の場合には国税15.315%、地方税5%が利子所得として源泉分離課税されます。為替差損益は雑所得として総合課税となります。</p> <p>一般法人の場合には国税15.315%が源泉徴収されます。為替差損益は益金または損金となります。非課税法人は非課税となります。</p> <p>金利は窓口におたずねください。</p>
7. 付加できる特約事項	特になし。
8. 手数料	手数料はありません。ただし、特約が不成立となり、外貨預金に払戻す場合、お引出しに際しては、当行所定の外国為替手数料をいただきます。 (裏面の「外貨預金に関するお手数料等一覧」をご参照ください。)

<p>9. 中途解約時の取扱</p>	<p>お取扱いいたしません。</p> <p>※ただし、当行がやむをえない理由と判断し、中途解約を認める場合には、お預入れ日からご解約日の前日までの日数につき、解約日の米ドル建外貨普通預金利率を適用します。また、所定の方法で計算した損害金を直ちにお支払いいただきます。その結果、元本割れ（当初預入金額よりも受取金額が下回ること）となる可能性があります。</p> <p>※損害金は以下の算式により八十二銀行が算定したものをいいます。 損害金＝元利金×再構築コスト（注）×八十二銀行所定のTTS（対顧客電信売相場） （注）「再構築コスト」とは、解約日に外国為替市場および通貨オプション市場において、この定期預金に内包される外国為替取引および通貨オプション取引の反対売買に係る実際の（あるいは想定される）コストをいいます。再構築コストがマイナスの場合はゼロとします。</p>
<p>10. その他参考となる事項</p>	<p>①為替リスクがあります。</p> <p>ア. 円預金から預入の場合 （ア）特約が成立し、円預金に払戻す場合 為替変動リスクはありません。ただし、お預入れ時と比べ満期時に為替相場が円安となった場合は、円安メリット（為替差益）は一切享受できず、放棄していただきます。</p> <p>（イ）特約が不成立となり、外貨預金に払戻す場合 満期時以降払戻外貨資金を円に交換する場合、為替相場の変動により受取円貨額が当初お預入れ時の払込円貨額を下回り元本割れとなるリスクがあります。この場合に発生する為替差損は全額お客さまのご負担となります。</p> <p>イ. 外貨預金から預入の場合 （ア）特約が成立し、円預金に払戻す場合 為替相場の変動により、受取円貨額が、当初円貨を外貨に交換したときの払込円貨額を下回るリスクがあります。また、為替相場の変動により為替差損が生じ、お受取りいただいた円貨の外貨換算額がお預入れ時の外貨額を下回るリスクがあり、外貨ベースで元本割れが生じることがあります。</p> <p>（イ）特約が不成立となり、外貨預金に払戻す場合 為替相場の変動により、受取外貨額の円貨相当額が、当初円貨を外貨に換えたときの払込円貨額を下回るリスクがあります。</p> <p>②この預金は預金保険制度の対象ではありません。</p> <p>③マル優のお取扱はできません。</p> <p>④払戻し時に適用する為替相場を確定するための為替予約取引はできません。</p> <p>商号等：株式会社八十二銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第49号 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会</p>